

# 自主管理の指導について

## (1) 目的

令和4年度より、本制度実施要領第 16 条(自主管理の指導)に基づき、申請を行った企業等に対し、磁気探査機器の精度管理意識の向上を目的に自主管理の指導を実施しています。

## (2) 自主管理の指導内容及び提出方法

申請者は、申請した機器毎に、事前（試験当日から起算して1週間以内）に感度較正を行って下さい。感度較正を行った確認書類として、磁気探査機器性能試験当日に感度較正を実施した記録紙を性能試験責任者へ提出して下さい。

また、提出する記録紙には、日付、申請番号、計測値を記載して下さい。日付、申請番号については、シールでお願いいたします。

※感度較正の実施方法については、「磁気探査実施要領（案）の解説」の「5 探査機器の精度管理」に掲載されている「(3) 現場での感度確認用コイルによる感度較正の例」の手順に沿ったものとします。

出力の振幅は、記録計レンジ1Vに200mVを追加設定して2ペンで同時計測とする。200mVの測定値を1V換算した値を計測値とする。

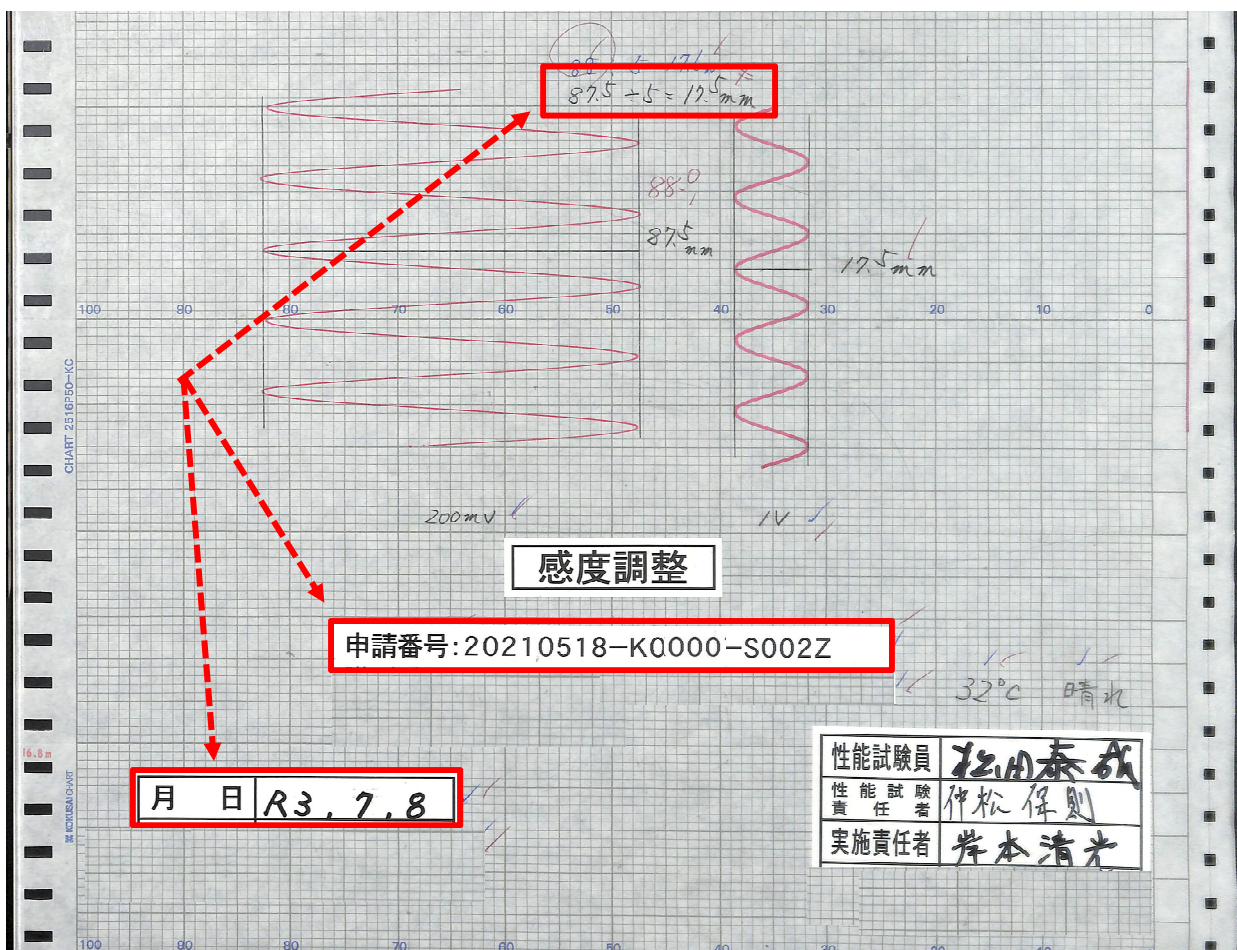


図 感度較正結果の提出イメージ